

○定期自主検査指針(一般高圧ガス保安規則関係)

《高圧ガス保安協会》

〔項目のみ記載〕

1 総則

- (1) 適用範囲
- (2) 検査項目及び検査方法
- (3) 検査の周期(時期)
- (4) 検査記録
 - ① 検査記録の作成
 - ② 検査記録の保存

全文の参照をご希望される方は、下記へ
お問合せください。

高圧ガス保安協会(高圧部)
東京都港区虎ノ門 4-3-13
神谷町セントラルプレイス
電話 03-3436-6103

2 定期自主検査の方法

- (1) 警戒標等
 - ① 境界線・警戒標
 - ② 可燃性ガスの貯槽であることが容易にわかる措置
 - ③ バルブ等の操作に係る適切な措置
 - ④ 毒性ガスの識別措置・危険標識
- (2) 保安距離・施設レイアウト等
 - ① 保安距離
 - ② 設備間距離
 - ③ 火気取扱施設までの距離
 - ④ 防液堤内外の設備設置規制
 - ⑤ 滞留しない構造
 - ⑥ 直射日光を遮るための措置
 - ⑦ ジシラン等の自然発火に対し安全な構造
 - ⑧ 二階建容器置場の構造
- (3) 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等
 - ① 基礎
 - ② 耐震設計の構造
 - ③ 貯槽の沈下状況測定
- (4) ガス設備(導管を除く。)
 - ① ガス設備(高圧ガス設備を除く。)の気密構造
 - ② ガス設備に使用する材料
 - ③ 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度

- ④ 高圧ガス設備の気密性能
- (5) 計装・電気設備
 - ① 計装設備
 - ア 温度計
 - イ 圧力計
 - ウ 液面計等
 - ② 電気設備
 - ア 電気設備の防爆構造
 - イ 保安電力等
 - ウ 静電気除去装置
- (6) 保安・防災設備
 - ① 常用の温度の範囲に戻す措置
 - ② 安全装置
 - ③ 安全弁等の放出管
 - ④ 貯槽の温度上昇防止措置
 - ⑤ 負圧防止措置
 - ⑥ 液化ガスの流出防止措置
 - ⑦ 不活性ガス置換構造
 - ⑧ 毒性ガス配管等の接合
 - ⑨ 毒性ガス配管の二重管等
 - ⑩ 貯槽の配管に設けたバルブ
 - ⑪ 貯槽配管の緊急遮断装置
 - ⑫ 除害のための措置
 - ⑬ ガス漏えい検知警報設備
 - ⑭ 防消火設備
 - ⑮ アセチレン容器の破裂防止措置
 - ⑯ 圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充てん場所等間の障壁
 - ⑰ 通報処置
- (7) 導管
 - ① 設置場所
 - ② 地盤面上・下の導管の設備及び標識
 - ③ 水中設置
 - ④ 耐圧性能及び強度
 - ⑤ 気密性能
 - ⑥ 腐食防止措置及び応力吸収措置
 - ⑦ 温度上昇防止措置
 - ⑧ 圧力上昇防止措置
 - ⑨ 水分除去措置

⑩ 通報処置

(8) 移動式製造設備

① 製造施設の付近の状況

② 警戒標

③ 耐圧性能及び強度・気密性能

④ 消火設備

⑤ 容器置場